

# 令和3年第1回九戸村議会定例会

令和3年3月5日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第2号 九戸村課等設置条例
- 日程第2 議案第3号 九戸村職員定数条例
- 日程第3 議案第4号 九戸村の未来につなぐ基本条例
- 日程第4 議案第5号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 九戸村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 九戸村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第11号 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第12号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第13号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第14号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第15号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第16号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第17号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第18号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第19号 令和2年度九戸村一般会計補正予算(第10号)
- 日程第19 議案第20号 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第21号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第22号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第23号 令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第24号 令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第25号 令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 25 議案第 26 号 令和 2 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 3 年度九戸村一般会計補正予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 29 議案第 30 号 令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 31 号 令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 3 年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 3 年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 33 議案第 34 号 令和 3 年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第 34 議案第 35 号 令和 3 年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第 36 議案第 36 号 令和 3 年度九戸村水道事業会計予算
- 発議第 1 号 九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例

◎出席議員（12人）

|    |     |       |     |     |       |
|----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 1番 | 古 舘 | 巖 君   | 7番  | 保大木 | 信 子 君 |
| 2番 | 川 戸 | 茂 男 君 | 8番  | 岩 渕 | 智 幸 君 |
| 3番 | 坂 本 | 豊 彦 君 | 9番  | 渡   | 保 男 君 |
| 4番 | 大 崎 | 優 一 君 | 10番 | 山 下 | 勝 君   |
| 5番 | 中 村 | 國 夫 君 | 11番 | 桂 川 | 俊 明 君 |
| 6番 | 久 保 | えみ子 君 | 12番 | 櫻 庭 | 豊太郎 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

|          |   |           |
|----------|---|-----------|
| 村        | 長 | 晴 山 裕 康 君 |
| 副 村      | 長 | 伊 藤 仁 君   |
| 教 育      | 長 | 岩 渕 信 義 君 |
| 総務企画課長   |   | 坂野上 克 彦 君 |
| 税務会計課長   |   | 大 向 一 司 君 |
| 住民生活課長   |   | 中 奥 達 也 君 |
| 農林建設課長   |   | 杉 村 幸 久 君 |
| 教 育 次 長  |   | 高 倉 孝 一 君 |
| 水道事業所長   |   | 上 村 浩 之 君 |
| 兼水環境担当課長 |   |           |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長     | 大久保 勝 彦 |
| 事 務 局 長 補 佐 | 野辺地 利 之 |

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君）おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎議案第 2 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案につきましては、3 月 1 日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。

ご了承願います。

日程第 1、議案第 2「九戸村課等設置条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11 番、桂川俊明君

○11 番（桂川俊明君） 行政改革推進委員会に諮問して意見をいただいていると思いますが、その意見、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 行政改革推進委員会につきましては、今回は開催しておりません。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11 番、桂川俊明君

○11 番（桂川俊明君） 開催していないということは、意見をいただいていないということよろしいですね。

本来、条例に定めていれば、意見をいただくことではないでしょうか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） このたびの組織の見直しでございますが、地方自治法の第 158 条の規定のとおり、普通、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設けることができると定められております。

今回の組織の改編でございますが、今回お諮りしております第 3 次九戸村総合発展計画を具体的に実現するための組織改編が目的であります。また、職員の人事配置も十分検討した上での検討であります。しかしながら、現在、九戸村を取り巻く課題は非常に山積しております。今後、九戸村の行財政の将来的な見通しも決して楽観できるものではございません。

議員ご指摘の行政改革推進委員会でございますが、その設置目的は社会経済情

勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現ということになっておりますし、諮問すべき事項は行政改革の推進に関する重要事項とございます。

今回の組織の改編が、その行政改革推進委員会の項目となっているものではございません。また、今回の地方自治法 138 条に規定する地方公共団体の付属機関でございますので、行政内部だけで十分検討が困難な専門的分野を、また、大切な分野を専門的に諮問する機関だというふうに認識しております。

私どもとすれば、行政改革推進委員会に対しては、今後、スリムで効率的な行政事務を進める上で求められるであろう課題がたくさん山積しております。公共事業の調達の方法の見直し、デジタル行政、それから効果的なアウトソーシングとか、コストの掛かる公共施設の見直し、公共団体の見直しとか、諮問すべき課題が多々あります。それらの資料がまだ十分揃っていないので、それらが揃った上で行政改革推進委員会に諮ろうということで、今回は開催していません。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11 番、桂川俊明君

○11 番（桂川俊明君） 推進委員会は、委員が 20 名、私の認識ですけれども各団体の責任者、代表の方々がこれまでいらして、まさに村民の声だと思っております。村民の方の代表でいらしている。そういう声をそこに反映しないで、できてからそれをお知らせというのがいかなものか。

いくら、行政で資料的にやるといっても。一番のやはり行政は、村民へのサービス業であると思っております。そういう意味では、声を聞いて反映していくのが本来の姿で、この条例を設けてきたと思っておりますよ。

その考え方がそうであれば致し方ないんですが、今後、そういう考えで進めていくのか、お聞きします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 村民の声は聞いてまいります。いろんなテーマにおいて細かい現場での話は聞いてまいるつもりです。ただ、今回の組織は、あくまでも村長が執行する業務を効率的にやるための、まさに組織マネジメントの分野でございます。それにつきましては、やはり現場で働いている職員とか、そういった部分の声は聞き取ります。

それから、行政改革推進委員会でございますが、本来、行政改革推進委員会は、そういう組織というよりは、本来的な行政改革をどうするかという、本来の組織の施策であって、私も去年の資料を見させていただきましたが、ちょっと表面的なテーマが多すぎるのではないかと。もっと踏み込んだことを、具体的に議論を交わす機会をもっと作るべきではないかというふうに考えておりますので、それは大いに意見を求めていくつもりでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ここで、休憩といたします。

休憩（午前 10 時 08 分）

---

再開（午前10時50分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

質疑を続行します。

村長

○村長（晴山裕康君） それでは、今回の件につきましては、先ほど副村長が説明いたしました、いずれ過去の経緯等もございます。過去においては、このような案件もかけていたということもございますので、今後におきましては、その辺のところを十分精査して、私の方からしっかりと指導してまいりますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） そのほか、質疑ございませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） この前、説明がありましたI J U戦略室ですけれども、このようにアルファベットを使う場合は、往々にして英語の略字というふうな形で捉えられますので、それがやはり一般的ではないかなと。ただ、この前の説明のように、「I ターン」、「J ターン」、「U ターン」という意味合いだということで、そのとおりでなというふうに思いましたので、やはりこのI J Uを使うのであれば、仮にですけれども、ターンという言葉の前に付けるとか後ろに付けるとか、あるいは別な言葉を付け足す形で、その略字ではなくてそういう「I ターン」、「J ターン」、「U ターン」だというふうな意味合いが見ただけで分かるような、村民にすぐ分かるような言葉にする必要があるのではないかというふうに考えますが、見解をお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） I J Uというふうを書いて、私は「移住」というふうに読ませようと思っています。つまり、移住戦略室。それで、前回の質問でもありましたけれども、私が説明したときに、少し馴染みがないというようなことのご指摘もございましたが、定着するまでは確かにそのようなことはあろうかと思いますが、ことあるごとに「I ターン」、「J ターン」、「U ターン」だよということを申し上げながら、皆さんに定着化を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「九戸村課等設置条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第2、議案第3号「九戸村職員定数条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) 組織の見直しに反対するわけではありませんが、これも村長部局はいいんですが、選挙管理委員会、農業委員会の長のご意見を聞いたのであれば、その内容を教えてください。

(「休憩、お願いします」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 休憩いたします。

休憩(午前10時55分)

---

再開(午前10時56分)

○議長(櫻庭豊太郎君) 会議を再開いたします。

副村長

○副村長(伊藤 仁君) 農業委員会、選挙管理委員会等に対しましては、今後、人事もございますので、それも含めまして丁寧にご説明する予定としております。

○議長(櫻庭豊太郎君) 11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) これも先ほどの内容と一緒に、やはり、順序を踏んで確認しながら進めていただければ。スピード感も大事ですけども、そういう長、それこそ村民の代表としている方々からの意見も聞くことが大事ではないでしょうかということで終わります。

○議長(櫻庭豊太郎君) 要望ですか。

○11番(桂川俊明君) はい。要望でいいです。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。

10番、山下 勝君

○10番(山下 勝君) 議会の方では、ご存じのとおり議会改革ということで、いろいろ進めてまいりまして、いよいよ令和3年度からはより具体的に進む方向と

いうふうに考えておりますけれども、議会の事務局の職員ですけれども、いろいろな事情から、なかなかマンパワーが不足しているということで、2人ということでしたけれども、やはりいろいろな取り組みを今後進めていく中では、やはりなかなか2人ということであると、厳しい部分があるのかなというふうなことで、年度途中の加配という部分についても、加配も考えてもらえる余地があるのかどうかお聞きします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 現在、職員の配置につきましては、一番は保健福祉課に重点を置いています。というのは、ご案内のとおり新型コロナウイルスワクチンの接種がこれから始まるということで、実は今年の4月から採用する職員を、もうすでに前倒しで会計年度職員として、2月から採用して準備させております。

そういった形で、今そういった緊急時代でございますので、そういう形で対応させていただいて、その状況を見ながら、やはり他でも足りない部署が結構ございますので、そのあたりは再度検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「九戸村職員定数条例」は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、議案第4号「九戸村の未来につなぐ基本条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「九戸村の未来につなぐ基本条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第5号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） この改正により、対象となる人は何人いらっしゃいますか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 税務会計課長

○税務会計課長（大向一司君） 今回の、令和2年度の収入状況でお答えしたいと思います。国保の加入者で所得課税の見直しにより、給与所得収入が給与所得控除の上限に該当する方は1人と把握しております。あと、公的年金控除の上限に該当する方はいらっしゃらないというふうに把握しております。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第6号「九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） この条例に該当する伊保内高校生の学年別の人数を教えてください。また、令和2年度以降とした理由もお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育次長

○教育次長（高倉孝一君） 現在、対象となる人数ということでございますけれども、高校生の奨学生は現在4人おります。4人のうち、3人が伊保内高校の在籍ということですので。そして、1年生が2人、2年生が1人ということで、たまたま今年度卒業する高校生には該当がないわけですが、今年度の卒業生にも、奨学生がいれば対象漏れになれば困るということで、2年度からの卒業を対象としたものです。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 今年度、3年生は該当なしということで、この改正案は令和2年ということ。今後のためということの条例改正なのかなというふうに思ったんですが、そうしますと年度の終わりに、来年度以降のことを条例を出すということ自体がちょっと理解ができないなという部分です。

それと併せて、その理由のところですが、村の将来を担う人材の育成ということですが、改正文の文章からは、村の将来を担う、いわゆる戻ってきてもらいたいという、つなぎ合わせるような整合性がこの中では見受けられません。そこについての説明をお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育次長

○教育次長（高倉孝一君） 確かに議員ご指摘のとおりでございます。まずは伊保内高校への入学者を増やすための、まず、第一の目的ということで制定したものです。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） そうしますと、第10条2項の令和2年という部分は実際にはやはり3年というふうな表現がいいのかなと思いますし、ちょっと重なりますけれども、村の将来を担うということであれば、いくつかの条件を満たすものが、今後満たした場合に2分の1を免除というふうな表現がふさわしいのかなと。

それから、奨学生の意味合いを確認したところ、貸与とそれから給付というふうな表現を確認しましたので、いわゆる2分の1免除ということは、給付の部分に当たるのかなと。そうしますと、その条例の第1条には、貸与という表現しかございませんでしたので、貸与と給付というふうな目的に、第1条の目的も今後

改正の部分が必要になってくるのではないのかなと思いますので、その部分も含めて、今後、丁寧に文言等の見直しが必要ではないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(高倉孝一君) 九戸村の育英奨学金の条例によりますと、給付という概念ではございません。あくまでも償還を前提とした貸与という考え方です。ですから、その貸与したものを今回、その返還を2分の1免除するという事で、貸与です。給付ではありませんという考え方です。

あと、今年度の卒業生がいないからというお話でしたけれども、もう4月1日から伊保内高校の免除制度が発効しますよというアピールにもなりますので、もう4月1日から適用したいということで、このような表現にしたものです。以上です。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) これも審議会がありますけれども、そこでも諮られましたか。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(高倉孝一君) 審議会の役割は、奨学生として認めてもよろしいか、この金額を貸与してよろしいかという事を判断する審議会でございまして、条例の制定、改正には専ら首長の権限でございまして、この審議会にかける内容とはなっておりません。

○議長(櫻庭豊太郎君) 11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) 条例を見ているんですけども、免除等の関係も審議するとなると、またこれは解釈が違うということでよろしいですか。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(高倉孝一君) 具体的にこの条例におきまして、来年度以降の卒業生に対しまして免除することが適切かどうかということは、この審議会に諮って免除を決定するものだというふうに考えております。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第6、議案第7号「九戸村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「九戸村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第7、議案第8号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第9号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第8、議案第9号「九戸村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第9号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号「九戸村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第10号

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第9、議案第10号「第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて」の審議については、議事運営の都合上、3月12日の会議において行うことにいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。
- 

◎議案第11号から議案第18号までの一括議題・質疑

- 議長（櫻庭豊太郎君） お諮りいたします。  
日程第10、議案第11号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から日程第17、議案第18号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの8件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行いたいと思っております。  
これに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 11 号から日程第 17、議案第 18 号までの議案 8 件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案 1 件ごとに行うことに決定いたしました。

これから、議案第 11 号から議案第 18 号までの議案 8 件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

◎議案第 11 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 11 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 11 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 12 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 12 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 12 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号「ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 13 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 13 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 13 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号「九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 14 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 14 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 14 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号「パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 15 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 15 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 15 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号「コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決

を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 16 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 16 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 16 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号「オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 17 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 17 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 17 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号「まちの駅「まさぎね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 18 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 18 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 18 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第18、議案第19号「令和2年度九戸村一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「令和2年度九戸村一般会計補正予算(第10号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第19、議案第20号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号「令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 21 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 20、議案第 21 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 22 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 21、議案第 22 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 23 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 22、議案第 23 号「令和 2 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号「令和 2 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 24 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 23、議案第 24 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 積立金ですけれども、現在残高を、これが入った後の残高をお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩します。

休憩（午前 11 時 30 分）

---

再開（午前 11 時 40 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

議案第 24 号、戸田財産区特別会計補正予算の質疑を行います。

先ほどの答弁をお願いします。

総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） お待たせしまして、大変申し訳ございません。

今回の補正によりまして、管理資金の現在高は 7,650 万 561 円となります。以上でございます。

- 議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第24号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号「令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」  
は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑・討論・採決

- 議長(櫻庭豊太郎君) 日程第24、議案第25号「令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
6番、久保えみ子君
- 6番(久保えみ子君) 同じく基金残高の、積立金の残高をお願いします。
- 議長(櫻庭豊太郎君) 総務企画課長
- 総務企画課長(坂野上克彦君) 補正後は3,164万3,000円となります。以上で  
ございます。
- 議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第25号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり。)
- 議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号「令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)」  
は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 26 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 25、議案第 26 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 同じく積立金残高をお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） 江刺家財産区の管理資金積立額は、補正後、2,656 万 5,000 円となります。よろしくをお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号「令和 2 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 26、議案第 27 号「令和 3 年度九戸村一般会計予算」から日程第 35、議案第 36 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案 10 件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号「令和 3 年度九戸村一般会計予算」から議案第 36 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件については、予算特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く議員全員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託した議案10件の審査については、会議規則第46条第1項の規定により、3月11日までに終了するよう期限を付けることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託しました議案10件の審査については、3月11日までに終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

委員会条例第7条第1項及び第2項の規定による正・副委員長互選のため、同条例第8条第1項の規定により、本日散会後に、常任委員会室に予算特別委員会を招集いたします。

なお、委員長互選に関する職務は、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

この際、年長の委員は、古舘 巖委員であることをご紹介申し上げます。

お諮りいたします。

3月8日から11日までの4日間は、予算特別委員会審査のため、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から11日までの4日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第36、発議第1号「九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長 大崎優一君の登壇を許します。

(議会運営委員会委員長 大崎優一君登壇)

○議会運営委員会委員長(大崎優一君) それでは、発議第1号について、提案説明いたします。朗読して提案説明といたします。

発議第1号 令和3年3月5日。九戸村議会議長 櫻庭豊太郎様。提出者、九戸村議会運営委員会委員長 大崎優一。

九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条並びに九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございます。

九戸村議会の広報広聴の機能を強化するため、議会広報常任委員会を設置しようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

一枚、めくっていただきます。

九戸村議会委員会条例(平成12年九戸村条例第14号)の一部を次のように改正するものです。

第2条に次の1号を加える。

第3号としまして、常任委員会の名称は、議会広報常任委員会  
委員定数は、5人でございます。

議会広報常任委員会の所管事務は、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務とするものであります。

附則として、この条例は、令和3年3月12日から施行するものでございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案説明の理由が終わりました。

本案は、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。よって討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例」は、

原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
なお、本日以後の予算特別委員会の招集は、委員長から通知されます。  
次の会議は、3月12日、午前10時から行います。  
本日は、これで散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散会（午前11時30分）